

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税制度について香椎税務署からのお知らせ

- 令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、源泉徴収義務者のみなさまにおかれては、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から減税額を控除する「定額減税事務」を実施することとなります。
- 国税庁ホームページの定額減税特設サイトに制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。
- 税務署では定額減税制度に関する説明会を開催します。



定額減税特設サイト



開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年4月30日（火）	10：00～11：30（90分） 13：30～15：00（90分）	各50名	香椎税務署 5階大会議室 （福岡市東区千早6-2-1）
令和6年5月7日（火）	10：00～11：30（90分） 13：30～15：00（90分）	各50名	香椎税務署 5階大会議室 （福岡市東区千早6-2-1）
令和6年5月8日（水）	10：00～11：30（90分） 13：30～15：00（90分）	各50名	香椎税務署 5階大会議室 （福岡市東区千早6-2-1）

- ※1 説明会は事前予約制です。参加をご希望の方は、右の事前予約先まで電話で予約してください。
なお、LINEアプリからも予約できます。
詳しくは、定額減税特設サイトをご覧ください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 説明会の日程は随時更新しています。
最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

事前予約（問合せ）先

香椎税務署 法人課税第一部門 担当小野、関藤
TEL:092-661-1031(内線8215)

- ※ 自動音声案内により案内していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。